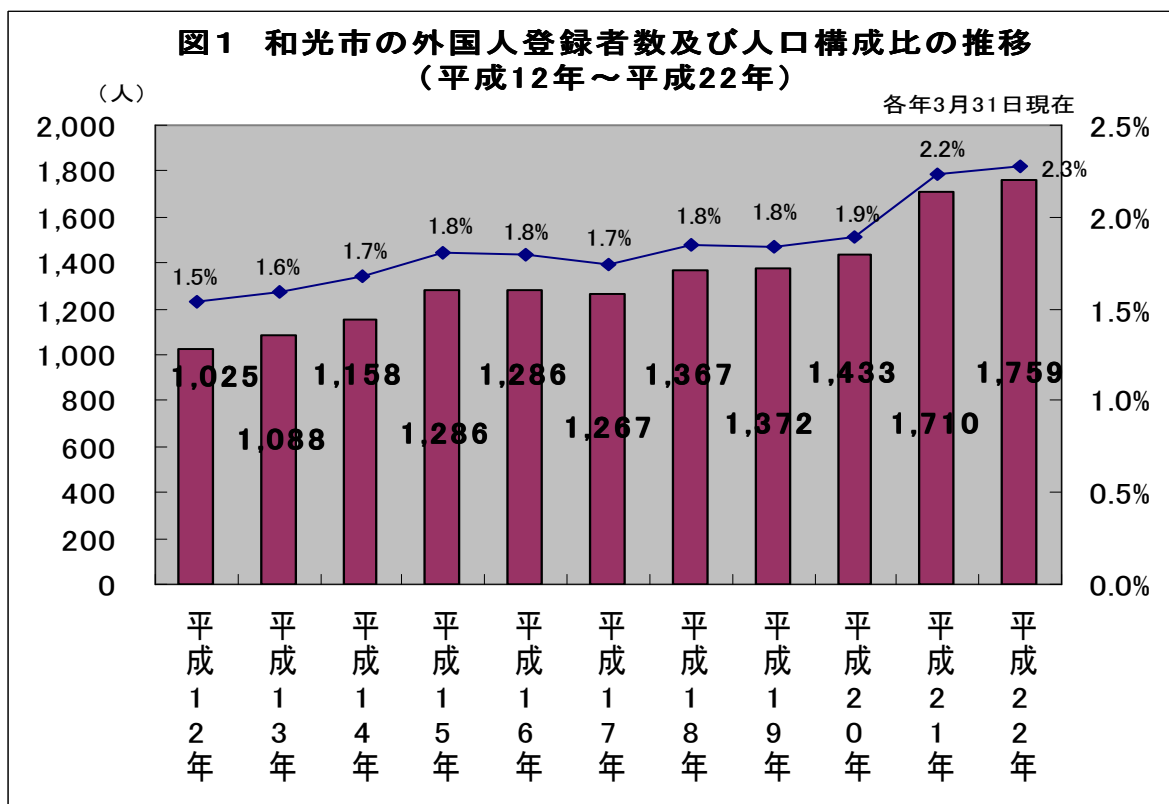


第2章 和光市の国際化の方向性

1 国際化の現状と課題

(1) 外国籍市民¹数の推移

和光市における外国人登録者数は、平成22年3月31日現在1,759人で、10年前(平成12年3月31日現在1,025人)と比べると、約1.7倍に増加しました。市民の総人口における外国人登録者数の比率は、平成22年3月31日現在約2.3パーセントで、緩やかではありますが、10年前(平成12年3月31日現在約1.5パーセント)から増加していることが分かります(図1、表1参照)。



(資料：戸籍住民課)

¹ 外国籍市民

和光市に居住している外国人登録者のことであり、本計画においては、外国籍である市民として特筆すべき場合に用いることとする。現行の外国人登録制度では、日本に90日以上滞在する外国人は、居住地の市区町村において登録手続を行うことが定められている。

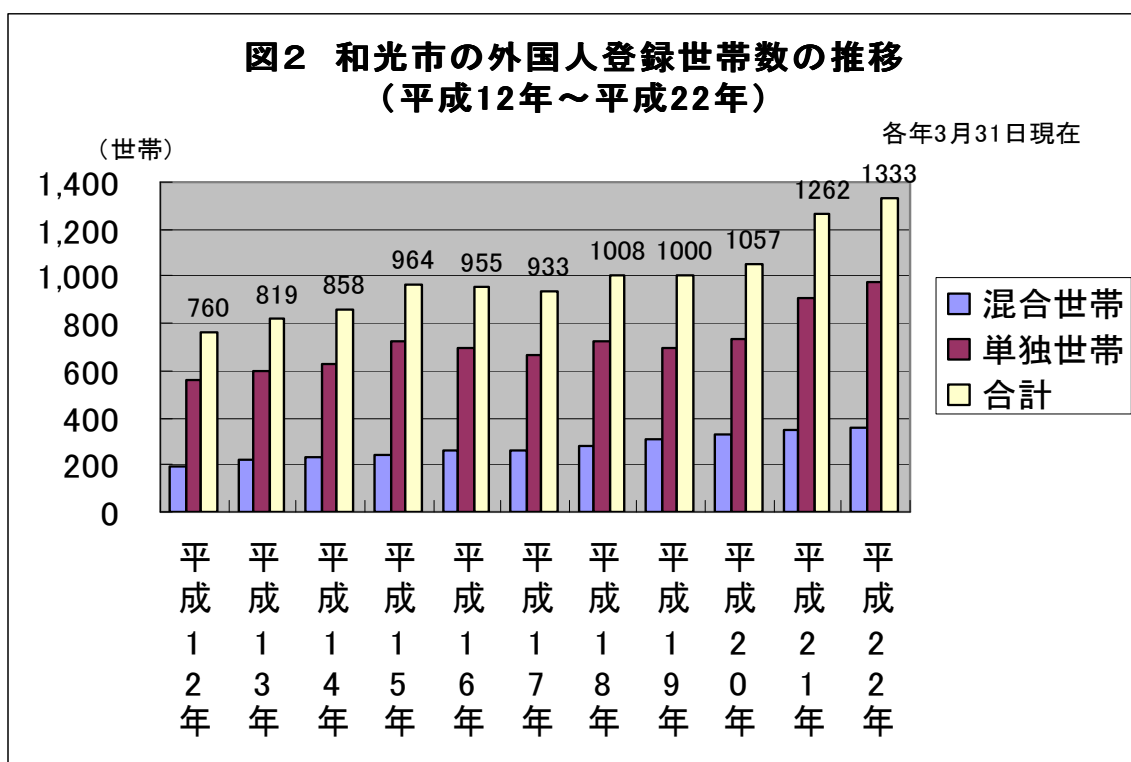
表1 市民人口の推移

各年3月31日現在

年月日	総人口(人)	外国人登録人口	外国人登録人口の対人口比(%)
H12 (2000)	66,734	1,025	1.54
H13 (2001)	68,236	1,088	1.59
H14 (2002)	68,891	1,158	1.68
H15 (2003)	71,082	1,286	1.81
H16 (2004)	71,644	1,286	1.79
H17 (2005)	72,624	1,267	1.74
H18 (2006)	73,985	1,367	1.85
H19 (2007)	74,682	1,372	1.84
H20 (2008)	75,637	1,433	1.89
H21 (2009)	76,660	1,710	2.23
H22 (2010)	77,401	1,759	2.27

(資料：戸籍住民課)

また、外国人登録世帯数は平成22年3月31日現在1,333世帯で、10年前(平成12年3月31日現在760世帯)と比べ、約1.8倍の増加となっています(図2参照)。この図から、外国籍市民のみで構成する単独世帯の数は、日本人と外国籍市民とで構成する混合世帯の数の2倍以上であることが分かります。単独世帯の外国籍市民は、日本人家族のサポートが得られる混合世帯の外国籍市民に比べて、日常生活を送る上で困った場合に相談できる人が身近にいない場合が多いと考えられます。



(資料：戸籍住民課)

法務省入国管理局の統計によると、平成21年12月31日現在、埼玉県には123,600人の外国人住民が暮らしています。埼玉県国際課の統計によると、和光市は、県内の70市町村中21番目に外国人登録者の多い自治体です。しかし、市町村の総人口における比率では、和光市は9番目に外国人登録者数の割合が高い自治体であることが分かります(表2、3参照)。

表2 県内市町村別外国人住民の状況①(平成21年12月31日現在)

順位	市町村名	外国人登録者数(人)
1	川口市	20,362
2	さいたま市	17,091
3	越谷市	4,798
4	草加市	4,763
5	川越市	4,571
6	所沢市	4,444
7	戸田市	4,313
8	蕨市	3,513
9	熊谷市	2,996
10	朝霞市	2,877
省略		
21	和光市	1,739
省略		
70	東秩父村	16
—	合計	123,593

※ 数値は全て県国際課が調査したものであり、法務省調べの数値とは基本的に異なる。

(資料：埼玉県国際課)

表3 県内市町村別外国人住民の状況②

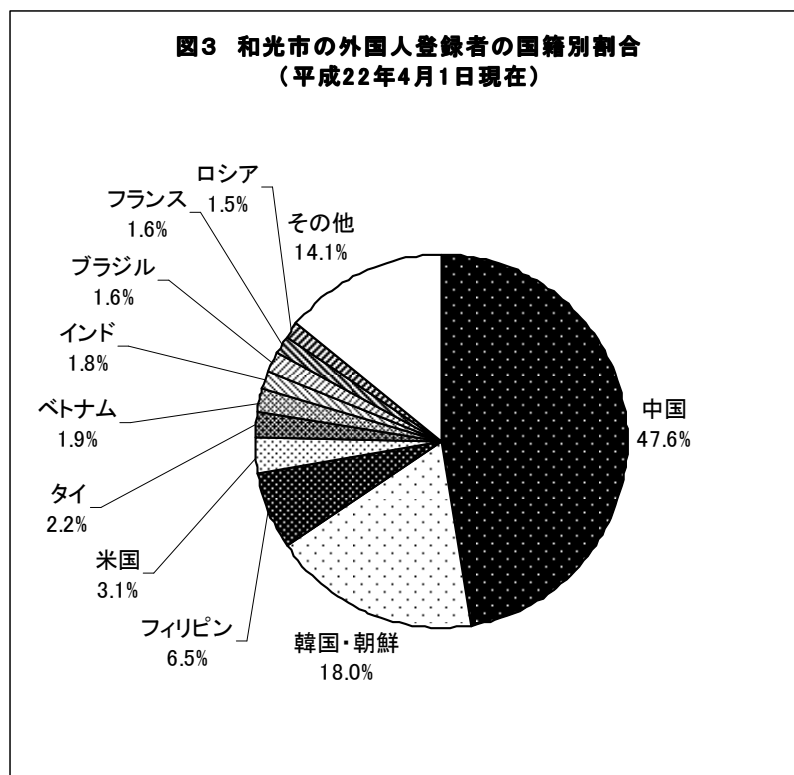
順位	市町村名	割合(%)	外国人登録者数(人)	推計人口(人)
			(平成21年12月31日現在)	(平成21年12月1日現在)
1	蕨市	4.9	3,513	71,313
2	川口市	4.1	20,362	502,066
3	上里町	3.7	1,153	31,095
4	戸田市	3.5	4,313	122,053
5	本庄市	3.3	2,665	81,362
6	八潮市	3.0	2,478	81,334
7	神川町	2.7	396	14,665
8	朝霞市	2.2	2,877	128,759
9	和光市	2.2	1,739	80,210
10	三郷市	2.2	2,824	130,347

※ 埼玉県の全人口に占める外国人登録者数の割合は約1.7パーセント(平成21年12月31日現在)である。

(資料：埼玉県国際課)

(2) 外国籍市民の特徴

平成22年4月1日現在、外国籍市民の出身国は66か国に及びます。国籍別では中国（837人、全体の47.6%）が最も多く、次いで韓国及び朝鮮（317人、18.0%）、フィリピン（114人、6.5%）、米国（54人、3.1%）、タイ（39人、2.2%）の順となっています（図3参照）。全体の70パーセント以上がアジア地域の出身であることが分かります。



(資料：戸籍住民課)

図3が示すように、外国籍市民の出身国が多岐に渡っている大きな理由の一つに、文部科学省所管の研究機関である独立行政法人理化学研究所²や、本田技研工業株式会社などの世界的な企業が所在することが挙げられます。仕事や研究活動などのために日本に滞在する期間はそれぞれ異なりますが、和光市には世界各国から多くの外国人がやって来て、市民となって生活しています。

平成21年の和光市の外国人登録事務の統計によると、市民となる外国人の新規登録及び転入は年間692件（入国及び出生323件、転入369件）であり、市民ではなくなる転出及び出国は年間524件（転出307件、出国217件）です。平成21年12月31日

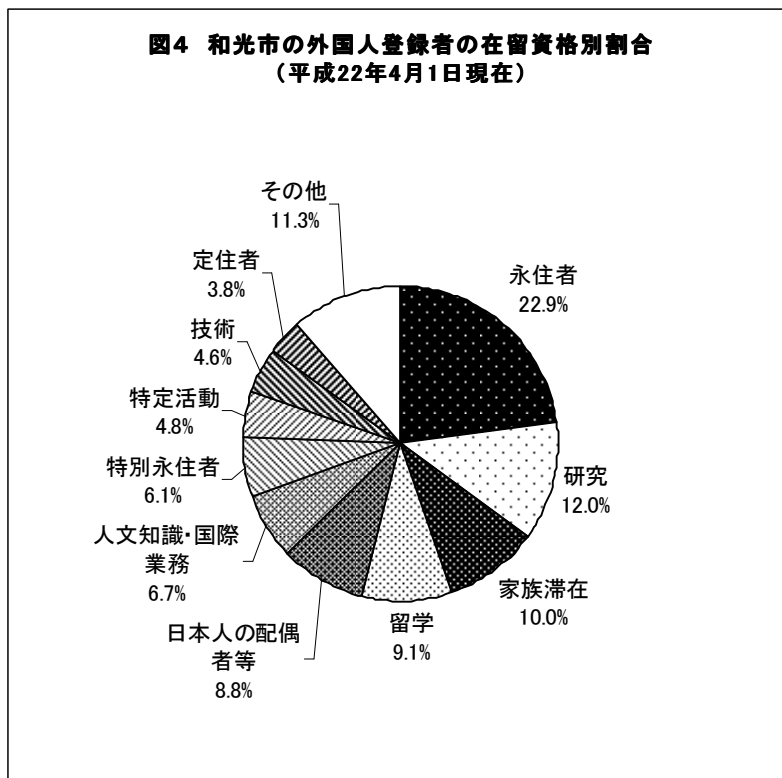
² 独立行政法人理化学研究所

日本で唯一の自然科学の総合研究所として、科学技術の水準の向上を図ることを目的とし、物理学、工学、化学、生物学、医科学などにおよぶ広い分野で研究を進めている。本所及び和光研究所が和光市広沢にあり、そこでは約400名の外国の研究者等を受け入れている（理化学研究所、平成22年5月1日現在）。平成22年10月1日現在、理化学研究所内にある国際交流会館に居住する外国籍市民数は150人、勤務先を理化学研究所で登録している外国籍市民数は258人であり、理化学研究所と関わりのある外国籍市民の割合が高い。

※文中の（独）理化学研究所に係る外国籍市民数は、断りのあるものを除き、全て和光市の外国人登録事務データから抽出したものである。

現在の外国人登録者数が1,739人であることから、増加人口は外国人登録者数の40パーセント近く、減少人口は30パーセント強の人数であることが分かります。住民基本台帳人口（日本人）における人口動態では、増加人口及び減少人口の割合が約11～12パーセント³であることから、外国籍市民の転出入人口の割合が非常に高いことが特徴として挙げられます。

外国籍市民の在留資格別では、平成22年4月1日現在「永住者」が402人（全体の22.9%）、次いで「研究」が211人（12.0%）、「家族滞在」が175人（10.0%）、「留学」が160人（9.1%）、「日本人の配偶者等」が155人（8.8%）の順となっています（図4参照）。



（資料：戸籍住民課）

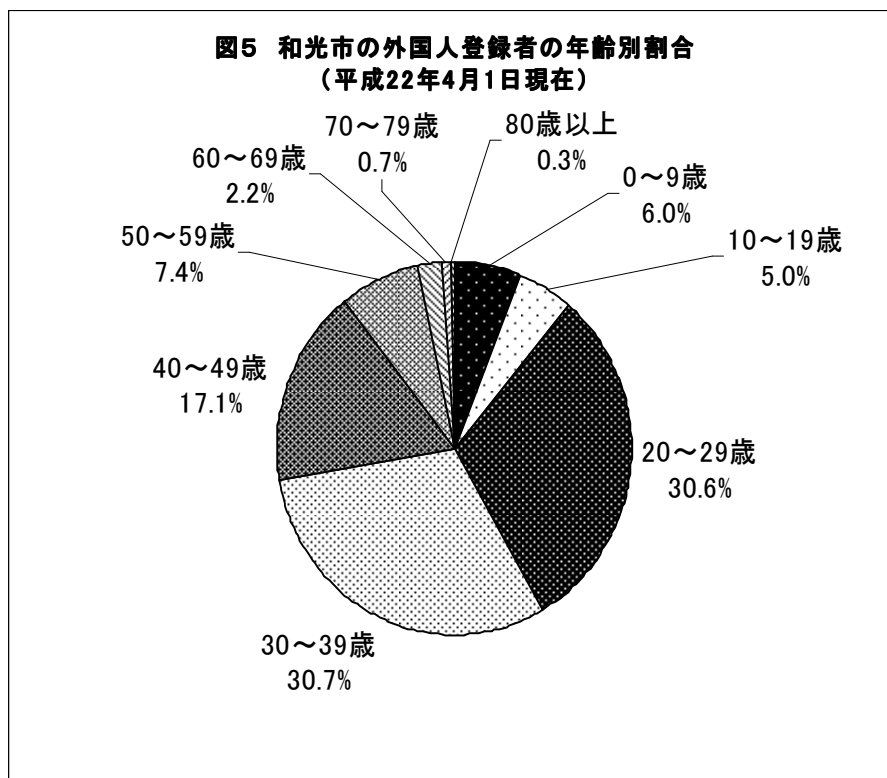
和光市は、都市近郊の住宅都市として順調に発展し、現在、首都圏有数の交通の要衝となっていますが、通勤・通学などの面で都心にアクセスしやすいということが、外国人にとっても大きな魅力の一つであり、「永住者」や「留学」の在留資格を有する外国籍市民が多い理由の一つだと考えられます。「研究」の在留資格は、独立行政法人理化学研究所が世界各国の研究者を積極的に招聘していることが、比較的高い割合を占めている主な理由の一つです。

また、国際結婚や日本人と外国人が家族になることも珍しくなくなり、混合世帯の数も一定の割合を維持していますが（前掲図2参照）、外国籍市民は日本での滞在が長期化すると

³ 平成20年度の転入・出生は8,900人、転出・死亡は7,877人であることから、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口（74,950人）における増加人口の割合は11.9パーセント、減少人口の割合は10.5パーセントとなる。

母国の家族を日本に呼ぶ傾向にあることから、「家族滞在」の資格で短期間滞在する外国人も多く見られます。

外国籍市民の年齢別人口を見ると、平成22年4月1日現在、30～39歳（540人、全体の30.7%）が最も多く、次いで20～29歳（538人、30.6%）、40～49歳（300人、17.1%）、50～59歳（130人、7.4%）の順となっています。この図から、20～50代の外国人登録者が全体の85.8パーセントを占めていることが分かります（図5参照）。

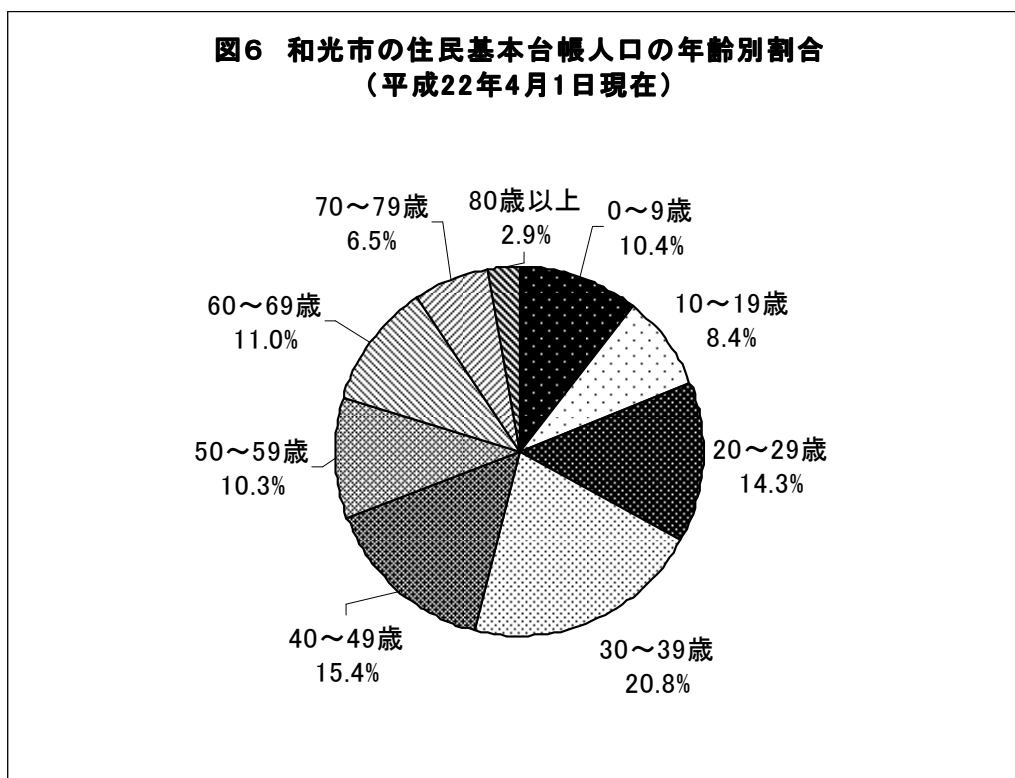


(資料：戸籍住民課)

一方、住民基本台帳人口（日本人）における20～50代の割合は全体の60.8パーセント（平成22年3月31日現在）であることから、労働人口の占める割合は、外国籍市民のほうが日本人よりもはるかに高い傾向にあることが分かります（図6参照）。さらに、埼玉県の外国人登録人口における労働人口の割合（平成21年12月31日現在81.8パーセント）と比較しても、和光市における同割合はやや高いと言えます。これは、前述のとおり和光市が交通の便が良く働き盛りの世代にとって住みやすいまちであることと、多くの外国人を受け入れている研究機関が存在することが要因の一つであると思われます。

また、60代以上の外国籍市民は極端に少ない（全体の3.2パーセント）ことから、外国籍市民の多くが労働を主な目的としてやって来て、50代までに転出（出国を含む）するものと思われます。これに対し、住民基本台帳人口では、60代以上の市民（日本人）は全体の20.4パーセントにのぼります。

0～19歳の外国人登録者数は、全体の約11パーセント（平成22年4月1日現在193人）です。医療費が市によって助成される乳幼児や、義務教育の就学年齢にある外国籍の子どもの割合は、外国籍市民10人につき1人強です。日本人同様、外国籍市民も共働きの家庭や、子どもの保育を頼れる相手又は手段のない家庭が多いため、保育園や保育クラブの申請を行うことも少なくありません。



（資料：戸籍住民課）

(3) 国際化の課題

ここまで、統計的なデータにより外国籍市民の特徴を見てきました。外国籍市民を取り巻く現状を整理すると、大きく次のように述べることができます。

- ・ 日本語能力が十分ではない場合、生活に必要な知識や情報が得られない。また、各種の行政手続に困惑し、生活に不便を感じたり不安を抱えたりしている。周囲の人と意思疎通を図ることも難しい。
- ・ 日常生活を送る上で困った場合に相談できる人が身近にいない場合が多い。また、地域になじめずに孤立する可能性が高い。
- ・ 日本人と外国籍市民が、国籍や文化などの違いを認め合い、共に地域社会を支え合うという意識や体制が不十分である。

和光市はこれまで、和光市国際化推進計画に基づき各種の国際化推進施策に取り組んできました。しかし、外国籍市民が安心して市民生活を送れるだけの対策が十分に行われてきたとは言えません。外国籍市民の割合が今後も増加していけば、外国籍市民を取り巻く問題は深刻になっていくことが予想されます。

今後は、市民としての権利を有する外国人住民が適切な行政サービスを公平に提供され、地域で孤立することなく、安心して生活を送れる体制を確立することが必要です。さらには、市民同士が助け合い、外国籍市民が社会の構成員として自立し、地域づくりに参画できるような社会を築かなくてはなりません。それこそが、和光市の「国際化」の最優先の課題です。多くの外国人が、立地条件や交通の利便性に着目して和光市を居住の場として選択することが多いようですが、それだけではなく、「住んで良かった」「住み続けたい」と思えるような都市の実現を目指すことが求められています。

そのためには、この課題に対し、行政のみならず、全ての和光市民が協働して地域全体で取り組むことが重要です。日本人にとって住みやすいまち、外国人にとっても住みやすく、また、外国人にとっても住みやすいまち、日本人にとっても住みやすいまちです。⁴外国籍市民にとっても活動しやすく、親しみやすいまちづくりを進めていくこと、つまり国際化という観点からまちづくりを考えていくことが必要です。このことは、地域社会の開放性を高め、地域社会の活性化にもつながるのです。⁵

⁴ 「国際交流のまちづくりのための指針」（昭和63年7月1日通知）より

⁵ 参考：前掲「国際交流のまちづくりのための指針」、「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」（平成元年2月14日通知）

2 国際化の目標

前述の課題に適切に対応し、和光市の国際化を総合的かつ計画的に推進するため、本計画の目標を次のように定めます。

〔目標〕

外国籍市民も安心して暮らせる多文化共生社会の実現

和光市が目指すのは、全市民が多文化共生の意識を持って相互に理解し合い、生活上で抱える問題に対して市民同士で助け合い、共に地域の発展に寄与するという、安心・安全で活力ある地域社会です。

多文化共生とは・・・

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、日本人と外国人が協働して地域社会を支える主体として、それぞれの能力を十分に発揮しながら共に生きること。

この目標を達成するため、本計画の施策の基本方針を次のとおりとします。

〔施策の基本方針〕

- 1 外国人にも暮らしやすい環境をつくる
- 2 国際交流〔協力〕活動を促進する、国際理解教育を推進する
- 3 海外都市との多面的な国際交流を推進する



3 施策の基本方針

基本方針1：外国人にも暮らしやすい環境づくり

① 現状と課題

和光市は、庁舎内や市内公共施設の英語併記を進め、重要な情報について多言語ややさしい日本語⁶で提供することに力を入れてきました。市ホームページにおいては、英語版に加えて中国語版（平成21年1月～）とともに、やさしい日本語のページでも情報を発信しています。

しかし、これまで市には外国籍市民の意見や要望を把握する機会が十分にはなく、また、外国籍市民への情報提供方法については統一した基準がありませんでした。

② 課題解決のために

外国籍市民が安心して和光市で暮らすためには、外国籍市民の視点から和光市のあり方を見直し、生活上で抱える様々な問題の解決に取り組むことが必要です。

⇒ 外国人の生活支援の充実

緊急時の外国籍市民の支援体制に加え、外国籍市民の意見・要望を把握する体制を整備していきます。また、これまで進めてきた外国籍市民のための情報提供を、ニーズに応じて全庁的に推進していきます。

⇒ 多言語・やさしい日本語による情報提供の充実

③ 目指す将来像

- ・ 外国籍市民の緊急時の不安が解消されている
- ・ 外国籍市民が地域住民と同じように行政手続を行える、行政サービスを利用できる
- ・ 外国籍市民が和光市で生活する上で必要な情報を得られる、相談できる

⁶ やさしい日本語

簡単で分かりやすい日本語のこと。一つ一つの文章が短くすっきりしていて、難しいことばや表現を使わない。簡潔で見やすくするための工夫として簡条書きを用いることもある。

基本方針2：国際交流〔協力〕活動の促進と国際理解教育の推進

① 現状と課題

国際交流〔協力〕活動は、現在、市民や地域団体などにより盛んに行われています。しかし、市民や地域団体、企業などが相互に協力、支援し合えるような連携機能が充実していません。

国際理解教育については、学校教育では小中学校における外国語活動及び「総合的な学習の時間」の学習を中心として行われています。社会教育においては、主に生涯学習として多分野に渡る講座を市民に提供しています。

国際交流機会については、市は、外国籍市民と市長の懇談会⁷等のイベントやワンナイトステイ事業⁸を実施していますが、市民同士が触れ合える機会としては十分ではありません。

② 課題解決のために

国際交流〔協力〕活動については、国際交流〔協力〕活動を行う市民や地域団体などが相互に、及び行政と連携し、共に地域の国際化を推進していくことが望まれます。そのためにも、和光市国際ネットワーク⁹の活動をさらに充実させることが求められます。

⇒ 国際交流〔協力〕活動の促進

国際理解教育については、学校教育では引き続き外国語及び多文化理解の学習を通して児童生徒の国際理解を深めていきます。社会教育においては、今後も外国籍市民のニーズに合った講座を開講するとともに、外国籍市民の施設利用を促進していきます。また、外国籍児童生徒¹⁰に対しては日本語指導¹¹を継続するとともに、教育に関する相談体制を築いていく必要があります。

⇒ 国際理解教育の推進

国際交流機会については、市民間の交流や多文化共生に関する効果的な事業を行うため、事業内容、実施時期及び方法を見直し、実施します。

⇒ 国際交流機会の充実

⁷ 外国籍市民と市長の懇談会

外国籍市民が日常生活上で抱えている問題や市政について、外国籍市民を含む市民と市長が直接話し合う会のこと。平成18～21年度に計3回実施した。

⁸ ワンナイトステイ事業

市のホストファミリーを募集、登録し、2種類のホームステイについてホストファミリーの斡旋を行う事業のこと。①埼玉県ワンナイトステイ事業：埼玉県からの依頼により、外国人（海外の日本語教師）を受け入れるホームステイで、主催は（独）国際交流基金日本語国際センター。②和光市ワンナイトステイ事業：埼玉県ワンナイトステイ事業に倣い、平成17年度から開始した和光市独自のホームステイ事業。市内の事業所などに研修や研究のために勤務している外国人を受け入れるホームステイで、事業者等の申請により実施する。

⁹ 和光市国際ネットワーク

構成団体間の情報交換や相互連携により地域の国際化を推進するため、平成15年に設立された組織のこと。市内を中心に国際交流〔協力〕活動を行っている団体、市内の高校、民間企業等で構成されている。事務局は和光市の国際化推進担当。

¹⁰ 市内の外国籍児童生徒数

平成21年度の外国籍児童生徒数は小学生34人、中学生9人。

¹¹ 日本語指導

学校長の申請により日本語指導員を配置し、該当児童生徒の日本語学習を支援する個別対応をしている。平成19～21年度の各年度においては、市内小学校で3人、中学校で1～3名の日本語指導員を配置した。

③ 目指す将来像

- ・ 市民、地域団体、企業・研究機関、行政が相互に連携し、国際交流〔協力〕活動が活発に行われている
- ・ 全ての市民が国際理解を深め、多文化共生の意識を持っている
- ・ 市民同士が触れ合える国際交流が盛んになっている

基本方針3：海外都市との多面的な国際交流の推進

① 現状と課題

和光市は、平成11年10月1日に姉妹都市提携¹²を結んだアメリカ合衆国ワシントン州ロングビュー市と、主に海外派遣事業¹³を通して交流を深めてきました。しかし、これまでは、海外派遣事業は和光市からロングビュー市への一方向の訪問による交流が中心であり、時代や市民のニーズに合った姉妹都市交流が行われるよう、交流事業の目的や実施手段を見直すことが求められています。また、姉妹都市に関するパネル展¹⁴や市民まつりなどで姉妹都市のPR活動を実施してきましたが、姉妹都市に対する市民の認知度は高いとは言えません。

一方、姉妹都市以外の海外都市とは、情報交換や交流事業がほとんど行われてきませんでした。

② 課題解決のために

姉妹都市との国際交流においては、儀礼的な交流にとどまらず、人的交流、文化交流、経済交流へとその内容を深めていき、活性化を図ることも重要です。そのためにも、姉妹都市に対する市民の理解をさらに深めるよう、PR活動を継続していきます。

⇒ 姉妹都市との交流の推進

姉妹都市以外の都市との交流については、市民間、行政間などにおいて多面的な国際交流が行われることが望まれます。近隣の海外都市との姉妹都市提携を視野に入れた交流を検討するほか、市民による様々な国際交流を支援します。

⇒ 姉妹都市以外との交流の推進

¹² 姉妹都市提携

姉妹提携(両市長による提携書があり、議会の承認を受けている)を結んだ市のこと。姉妹友好提携は、地域における国際交流の典型的な手法の一つであり、姉妹提携には、相互理解や国際親善の増進、地域の振興・活性化、さらには国際社会の平和と繁栄への貢献といったことが期待される。参考：前掲「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」

¹³ 海外派遣事業

有志の市民を姉妹都市へ派遣する市民海外派遣事業(平成8~12年度と16年度に計6回実施)と、選考された中学生市民を姉妹都市へ派遣する中学生海外派遣事業(平成5~20年度に計15回実施、平成21年度以降は休止)のこと。

¹⁴ パネル展

姉妹都市提携日(10月1日)を記念し、「ロングビューウィーク」と題した姉妹都市PR強化週間を設けて実施した、ロングビュー市に関するパネル展示のこと。平成17~22年度に実施した。

③ 目指す将来像

- ・ 姉妹都市との双方向の交流が活発に行われている
- ・ 姉妹都市以外の海外都市との交流が始まっている

10年後をイメージしてみよう！



国際化の方向性（イメージ図）

